

平成 23 年 4 月 19 日

欧州委員会市中協議文書「金融セクターへの課税」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会は、国内で活動する 138 の国内銀行および 46 の外国銀行で構成される銀行の業界団体である。

全国銀行協会として、欧州委員会から本年 2 月 22 日に公表された市中協議文書「金融セクターへの課税」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

提案では、欧州域内の税制改革への取組みとして様々な選択肢およびその影響について分析・検討が行われている。我々は、特に、①受益者負担の原則を貫徹すること、②二重課税回避のために欧州委員会が十分にコーディネートを行うこと（調和のとれたものとする）、③金融取引税（FTT）導入に伴う資金移動の歪みを回避すること、④金融活動税（FAT）に係る悪影響を回避することを求めたい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントが欧州におけるルールの最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

## 1. 受益者負担の原則の貫徹（4 頁）

金融セクター課税の主要な政策目的の 1 つとして、欧州域内における金融セクターへの公的支援の財源確保が掲げられているが、直近の金融危機において本邦金融機関が欧州の公的支援を受けた実績がないことを勘案すれば、かかる政策目的の実現のために本邦金融機関に対して課税を行うことの妥当性は低いと考えられる。

課税手段と対象先を検討する過程では、受益者負担の原則を踏まえつつ、政策目的に対して適切な徴税手法となるよう慎重な検討をお願いしたい。

## 2. 二重課税回避のために欧州委員会によるコーディネートが必要（7 頁）

我々は、透明性の向上に資する礎となる欧州域内の税制改革への取組みを支持する。欧州域内の国の中には、2008 年の銀行危機への対応として、独自の税

制改革を実施しようとする動きが見られるが、十分なコーディネートを行わないままの対応では二重課税の問題を招く恐れがある。

例えば、代表的な事例として銀行税（bank levy）の導入が挙げられる。各国のルールが異なるなかで、新たな銀行税の導入に伴う租税条約の手当てがなされていない場合には二重課税の問題が生じる恐れがある。

このため、欧州の税制改革では、各国の税制の差異の検討を行い、欧州全体として一貫性のある法制度・仕組みを目指すことを望みたい。

### 3. 金融取引税（FTT）導入に伴う資金移動の歪みの回避（7頁）

金融取引税（FTT）は、過去にも議論がなされてきたが、「資金移動の歪曲化を回避するためには世界各国での同時導入が必須」という前提条件を実現することが極めて困難であることから、実現に結びついていないものと認識している。市中協議文書では、実現可能性を高めるために欧州域内のみの導入も検討されていると理解しているが、仮に同域内のみでの導入が実現した場合には、FTTが欧州を回避する資金移動への誘引となることが懸念される。

FTTの導入を検討する過程では、世界的な資金移動を大きく歪めることのないよう、実現可能性も含めて慎重な検討を求めたい。

### 4. 金融活動税（FAT）に係る悪影響の回避（10頁～12頁）

金融活動税（FAT）は、法人活動に対する課税を行うものと理解しているが、以下のような懸念があることから、慎重に検討することが必要と考えている。

まず、FATを導入することとなった場合、欧州で導入されている付加価値税（VAT）に関連する問題が指摘される。VATは欧州域内の課税の仕組みであるものの、VATに係るルールが欧州域内の国々において異なっており、結果的に二重課税をもたらす可能性がある。加えて、応益性の原則が貫徹されない恐れがある。

このため、仮にFATを導入することとなった場合、二重課税を回避しつつ応益性の原則を維持するために、例えば、FATに対して仕入税額控除を認めていただきたい。併せて、妥当な税率水準となるよう慎重な検討を行っていただきたい。

以 上